

《9月議会一般質問》

1. 『高額療養費限度額認定証』発行について
2. 決算について
3. 水道料について
4. 小中学校のエアコン設置について

高い水道料・・・何とかして欲しい！ 同じ水を使っているのに、料金が違うのは不公平だ！

『高額療養費限度額認定証』発行について

国保税滞納のため『短期保険証』保持者が緊急手術をし、病院から『高額療養費限度額認定証』をもらってくるよう言われましたが、市からは「滞納者には発行できない」と発行しませんでした。

(問)なぜ滞納者には発行しないと要綱で決めているのか。

(答)限度額の認定を行なう際には、その世帯主が保険税を滞納していないことを条件の一つとして規定している。

(問)他自治体の要綱には、“滞納があるとき”という文言は無い。滞納者に対する発行制限はしていない。上天草市も、要綱から削除すべきではないのか。

(市長答)今回のケースについては事情を承知していないが、他の自治体の例を参考にさせて頂きたい。命に関わるような事例であれば適当な対応が必要だと思うが、滞納がまかり通ってはいけないと思っている。事情を勘案して検討はしたい。

国保税の滞納の有無に関係なく 認定証は交付すべきである

(水道事業の概要)

	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
給水人口	人	26,435	25,992	25,667	25,415
総排水量	m ³	3,298,234	3,125,187	3,072,652	3,037,973
※有収水量	m ³	2,450,851	2,394,573	2,385,359	2,366,487
※有収率	%	74.31	76.62	77.63	77.90
1日最大排水量	m ³	10,977	10,156	12,696	10,060
1日平均排水量	m ³	9,036	8,562	8,418	8,323
給水原価	円	339.79	353.49	362.00	359.40
供給単価	円	289.15	289.88	289.51	290.48

※有収水量とは・・・

料金徴収の対象となった水量及び他会計（公園・公衆トイレ・消火用水など）から収入のあった水量。

※有収率とは・・・

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合で、高いほど漏水が少ない。

大阪に知り合いがいるが、比べてみても4倍の料金にビックリ!



子どもの部活の服を洗濯するので、水道料が高くて大変!

上記は私たちの『市民アンケート』に頂いた声です。水道料が高いために雨水を利用するなど色々工夫しながら使っておられるようです。

なぜ高いのか・・・それは、上天草市は自己水源が乏しく他市から購入しているからです。しかし、生物が生きていくうえで無くてはならないものが『水』です。もう少し安くならないものか・・・何か施策はないのかを聞きました。

(問)企業団との契約水量と宇土市へ譲渡分の詳細は。

(答)契約水量は、1日当たり6,050 m³(大矢野 3,000 m³、姫戸 1,000 m³、龍ヶ岳 2,050 m³)です。宇土市から水不足のため融通の依頼があり、本市でも余剰水があったため平成19年度より1,000 m³融通している。(譲渡水代約3,500万円+譲渡水権利分約1,300万円)

(問)2年前の質問に「総配水量の70%ぐらいが購入した水」だと答弁されているが。

(答)湯島と松島町では自己水源。大矢野の一部で八代生活環境事務組合(氷川)から受水。

姫戸町の水源はなぜ利用されなかったのか・・・まずは、自己水源を利用し、足りない分を他所から買うべきではないのか



(問)姫戸の浄水場からの受水がないのはなぜか。

(答)姫戸浄水場は地下水をくみ上げているため、雨量が少ない場合地下水位が下がる。また、大潮が重なった場合、塩水が入る可能性があり浄水には適さなかった。

(問)今後人口減少は続き、企業団からの購入水も余ってくる。現在も余剰水を宇土市に融通しているが、契約水量の変更は出来ないのか。

(答)責任水量とは水を買っているわけではない。送水で維持管理費にそれだけのお金がかかっている。使っても使わなくても、同じお金を払わなくてはならない。

料金については、“平成31年度までに統一化したい”とされていますが、統一化によって料金が高くなれば、益々市民を圧迫することになりかねません。一般会計からの繰り入れ増や基本料金の変更など市民の負担とならないよう充分検討されるべきです。徹底的なムダの削減、そして有収率の引き上げなどにさらに努力をしてほしい。



宮下しょう子の ひまわり新聞

2017年11月
～第75号～

日本共産党上天草市委員会
上天草市大矢野町中 4435-9
Tel0964-57-0408 Fax0964-57-0410

宮下しょう子自宅
上天草市姫戸町姫浦 2381
Tel・Fax0969-58-2901 携帯 090-5283-3100

《決算について（財政問題）》

9月議会は『決算議会』でもあります。“予算が適正に執行されたか”“毎年の決算が次の年にどう生かされているのか”など、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するきわめて重要なものです。市の財政運営はどうなっているのかを聞きました。



（問）過去3年間の不用額と発生理由は？

（答）平成26年度約6億3200万円、平成27年度約5億8100万円、平成28年度4億6400万円。主な理由は、入札に伴う執行残、補助金の交付実績がなかったこと、災害復旧工事が一部実施できなかったなどです。

不用額が生じる理由は、『①節約や工夫によって生じる。②予算議決の時点では予想されなかった行政の変化による規模の縮小や中止によるもの。③予算の過大見積もりや大雑把な予算計上。④予算執行の時期を失った。⑤予期せぬお金が国や県から交付された』の5つがあります。この3年間でも4億円から6億円を超える額が不用額として計上されています。不用額は次年度の繰越金として回っていくので、同じような額で繰越金が続いていけば、この中の一定の額には少し余裕があるということになるのではないのでしょうか。

（問）過去3年間の予備費額は？

（答）平成26年度約2億5000万円、平成27年度約2億4900万円、平成28年度約8000万円です。

（問）地方債現在高約176億円（H28年度）のうち交付税措置される分は？

（答）約143億3300万円（81.3%）を見込んでいます。

（問）市の実質収支比率は6.9%（H28年度）、一般的に“3%~5%が望ましい”といわれている。（5%を越えると剰余金が発生）つまり、まだ使えるお金があるということではないか。地方債も約8割は交付税措置される。市の財政状況は、見方を変えると“市民の要望に応えきらず、繰越金や貯金にまわり、市民へのサービスが行なわれていないということにもなる。数字を見ると市の財政には少し余裕があり、市民のみなさんの要望に応えられるのではないか。

（市長答）実際は、財政調整基金を取り崩さなければ当初予算を組めない状況にある。決算では剰余金に対して半分を超えない額を繰り越すとなっている。繰り越さない部分については、随時その年度に投資を行なっている。決して溜め込んでいるわけではない。



市民からは「道路の補修など市に要望しても『お金が無い』と実施してもらえない」などの声があります。小中学校のエアコン設置についても「設置費用が捻出できない」ということですが、市の財政状況を数字で見ると、もう少し市民の要望に応えられるのではないのでしょうか。

《小中学校のエアコン設置について》

2年前の質問に、市長は「設置の意思はあるが、費用の捻出が困難であり、教育委員会で議論をして頂きたい」と答弁しています。しかし、議論が進んでいるようには思えません。その後どう議論が進んでいるのかを聞きました。



（問）2年前の質問後の議論の進み具合と設置費用の試算は？

（答）学校規模適正化や公共施設等総合管理計画を踏まえ、計画的な整備にむけて検討中です。費用については、整備費約6億4600万円、ランニングコストが毎年4200万円程度です。

（問）現在設置されている龍ヶ岳小の利用状況は？

（答）7月の授業日数（13日）全てで使用している。ただし、6年生は中学入学を控え使用していない。

（教育長答弁）今後、上小学校も新築するので、その時点でエアコン設置や洋式トイレもきちっと整備される。段階的にすすめていくべきだと考えている。

（市長答弁）学校の授業等に合わせて順次やっていくという方針しかできないと思っている。

（問）6年生は、中学校に設置していないから、使用していないということか。

（答）学校の方からそういうふうに聞いている。

龍ヶ岳小学校において、6年生にはエアコンを使用させない理由を「中学校への入学を控えていることを考慮」と言うのは理由になりません。設置してあるエアコンを使わず、暑い中子ども達に我慢をさせて勉強させるべきではありません。エアコン設置は、子ども達と保護者の切実な願いです。他自治体でも設置が進んでいます。もっとスピーディに議論を進め、設置を進めて欲しい。

【しょう子さんのチョット一言】

10月24日（火）から開催された『平成28年度決算の認定』で行なった質疑の中から《樋島漁協損失補償弁済契約金》について、チョット一言……

平成23年7月26日の臨時議会において 樋島漁協損失補償金約3,800万円の支払いが承認されました（賛成14、反対6）が、その際、樋島漁協組合長が、個人として1,000万円（毎年120万円）を負担することを表明し、法的拘束力のある契約を交わしています。その約束があったからと賛成した議員もいます。

その弁済金が約束どおりに支払われていません。平成23年から3年間は支払われていますが、その後の3年間は毎年10万円のみとなっています。昨年の決算委員会でも問題視され、監査委員からも「保証人に対する請求等適切な措置・収納対策を講じられたい」と指摘されています。

市は「支払いの意思は確認している。保証人にも話しをしている」としていますが、組合長自ら約束したことが守られていません。法的な措置も考えるべきではないのでしょうか。支払いを承認した議会にも責任があります。議会としての対応も考えるべきです。